

別記 5 契約特定野菜等安定供給促進事業

1 供給計画及び補給交付金等の交付に関する契約について

- (1) 交付等要綱別記 5 の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（本別記において「要領」という。）第 4 の 2 (1) の農産局長が定める様式は、別記様式第 1 号とする。
- (2) 要領第 4 の 2 (6) の供給計画の重要な変更とは、交付予約計画数量の増加及び当初契約の 100 分の 20 を超える生産数量又は出荷数量の変更とする。
- (3) 要領第 4 の 2 (7) の農産局長が別に定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の 140 分の 60 以上のものとする。
- (4) (3) の場合において、交付予約数量は当該上限値を上回らないものとする。
- (5) 要領第 4 の 2 (9) の農産局長が定める様式は、別記様式第 1 号の 1 (2) 及び別記様式第 2－1 号から別記様式第 2－3 号までとする。

2 交付準備金の造成について

要領第 4 の 3 (2) の交付準備金の造成に当たっては、共同出荷組織等の負担金額と都道府県の交付金額とが原則として均等となるようにするものとする。

3 共同出荷組織等別必要造成額等の端数の処理について

- (1) 要領第 4 の 3 (3) の共同出荷組織等別必要造成額の計算において得られた金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 要領第 5 の 2 (3) の補給交付金等の金額に 3 分の 1 を乗じて得た額の計算において得られた金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の計算は、計算の結果得られる額の小数点第 1 位の数字が有効数字となるように行うものとする。

4 業務対象年間の始期について

要領第 4 の 7 (1)、第 4 の 8 (1) 又は第 4 の 9 (1) の規定による業務対象年間の始期は、原則として要領第 3 の 2 (3) の対象産地の区域内で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）ごとに当該対象特定野菜等について対象事業を実施しようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日とする。ただし、業務方法書の施行等に伴うやむを得ない事情があるときは、当該最初の年の対象出荷期間に属する日を業務対象年間の始期とすることができるものとする。

5 保証基準額等について

要領第 4 の 7 (2) の農産局長が別に定める資金造成単価、保証基準額及び最低基準額は、別表に定めるところによるものとする。

6 価格差補給交付金等交付事業の対象となる取引契約について

要領第 4 の 7 (3) アの農産局長が別に定める取引契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるかその他これらに類する方法により定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が 10 日以内（ただし、取引契約の期間中、3 回以上取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね 2 倍以内であるときには 1 か月以内）のものをいう。

7 指標市場について

要領第4の7(3)アの農産局長が別に定める指標市場は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第45条第1項の規定により定められた卸売市場とする。

8 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第4の7(3)ウの農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)又は(2)のとおりとする。

(1) 共同出荷組織にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織が要領第4の3(1)の負担金相当額を当該共同出荷組織の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ 要領第7の2により、要領第3の2(1)アの委託生産者が共同出荷組織に対して申告する契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間に当該委託生産者が共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

(2) 相当規模生産者にあっては、要領第7の2により、相当規模生産者が野菜価格安定法人に申告する契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量（要領第4の2(8)の特定相当規模生産者の構成員において契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量に限る。）とする。

9 価格差補給交付金等の交付申請書について

要領第4の7(4)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3－1号又は別記様式第3－4号とする。

10 出荷調整補給交付金等交付事業に係る資金造成単価及び発動基準価額について

要領第4の8(2)の農産局長が別に定める資金造成単価及び発動基準価額は、別表に定めるところによるものとする。ただし、取引契約において旬別に固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額の加重平均価額（以下10において「契約価額」という。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、資金造成単価は、業務区分ごとに旬別に当該契約価額に10分の7を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

11 出荷調整について

(1) 要領第4の8(3)アの農産局長が別に定める対象特定野菜等の土壌還元等は、共同出荷組織等が、対象特定野菜等のほ場において当該対象特定野菜等を土壌還元すること、家畜の飼料として当該対象特定野菜等を供給すること等をいう。

(2) 要領第4の8(3)イの農産局長が別に定める様式は、別記様式第4号とする。

12 出荷調整補給交付金等の交付申請書について

要領第4の8(5)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3－2号、別記様式第3－4号又は別記様式第3－5号とする。

13 指標価額について

要領第4の9(3)の農産局長が別に定める指標価額は、別表に定めるところによるものとする。

14 数量確保費用交付金を交付する場合の特例

- (1) 要領第4の9(6)イの農産局長が別に定める場合とは、次のア又はイに該当する場合とする。

ア 特定の地域での激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定するものをいう。）又は病虫害の著しい発生がある場合であって、当該特定の地域を含む次の表に掲げる対象地域ごとに当該対象地域に位置する7で定める卸売市場の当該対象特定野菜等の旬別の加重平均取引価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該対象特定野菜等ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合

北海道
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
新潟県、富山県、石川県及び福井県
岐阜県、愛知県及び三重県
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄県

イ 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象特定野菜等に不足を生じた場合

- (2) (1)アの激甚災害又は病虫害発生により、供給するべき対象特定野菜等に不足が生じた共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を申請するに当たって、あらかじめ当該災害又は病虫害発生による当該対象特定野菜等の不足状況について、都道府県知事の認定を受けることとする。
- (3) 要領第4の9(6)イの共同出荷組織等が出荷した特定野菜等とは、(1)のア又はイの要件に該当する旬に出荷されたものとする。

15 数量確保費用交付金の交付申請書について

- (1) 要領第4の9(8)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号とする。
- (2) 13の(1)アで定める特例により数量確保費用交付金を受けようとするときは、共同出荷組織等は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号に別記様式第3-6号を添付して申請するものとする。
- (3) 13の(1)イで定める特例により数量確保費用交付金を受けようとするときは、共同出荷組織等は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号に局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付して申請するものとする。

16 事業実施状況の報告について

- (1) 要領第9の1による報告は、別記様式第5号により行うものとする。
- (2) 要領第9の1による報告は、毎年9月末日及び3月末日現在の事業の実施状況を取りまとめて、それぞれ当該年の10月末日及び4月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

17 事務の委託

- (1) 共同出荷組織は、当該共同出荷組織に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、次の事務の全部又は一部を委託することができる。
 - ア 生産者からの負担金の徴収
 - イ 生産者に対する補給金の交付
- (2) (1)の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び補給金を管理することその他負担金及び補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

18 農産局長が特に必要と認める場合に行う事業

要領第2の2の事業の実施については、別添の契約野菜収入確保モデル事業に定めるところによる。

契約特定野菜等安定供給事業供給計画書

事業の種類	①価格差補給 ②出荷調整補給 ③数量確保費用交付 ④ ①と②の組合せ ⑤ ②と③の組合せ
対象産地の地名	
対象産地の範囲	
対象特定野菜等	※
対象出荷期間	
供給計画樹立年月日	

※ 対象出荷期間が2以上ある対象
特定野菜等にあつては、それぞ
れの出荷期間を記載すること。

1 供給計画に関する事項

(1) 月別供給計画に関する事項

年別	区分	作付面積	月別収穫量（全期間）					10a当 り 収量	総出荷量	契約取引 数量	市場出荷 数量	その他
			〇月	〇月	〇月	〇月	計					
実績	〇年	ha	t	t	t	t	t	kg	t	t	t	
	〇年											
	〇年											
計画	〇年											
	〇年											
	〇年											
	〇年											

耕種概要

播種期
定植期
主要品種

- (注) 1 計画の欄は、計画樹立年度からおおむね3年後までの計画を記載すること。
2 契約取引数量には、卸売市場を経由する契約取引数量を含めること。
3 市場出荷数量には、卸売市場を経由する契約取引数量は含めないこと。

(2) 契約取引・非契約取引別及び旬別の出荷計画並びに交付予約計画数量に関する事項

計画

(単位：kg)

		年			年			年		
		契 約 取 引	非 契 約 取 引	合 計	契 約 取 引	非 契 約 取 引	合 計	契 約 取 引	非 契 約 取 引	合 計
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
	月 計									
合 計										
交付予約計画数量										
価格差補給										
出荷調整補給										
数量確保費用										

(注) 交付予約計画数量は、対象出荷期間が2以上ある野菜にあつては対象出荷期間別に記載すること。

2 生産出荷の合理化、近代化に関する事項

次の事項について、現状及び今後おおむね3年間の具体的な方策等を記述すること。

- (1) 作付面積、収穫量、単位当たり収量に関する事項
- (2) 出荷数量及び対象市場向け出荷率の向上に関する事項
- (3) 共販数量及び共販率の向上に関する事項（ただし、対象生産者が生産出荷計画を作成する場合はこれを要しない）
- (4) 集出荷、貯蔵施設の整備、生産管理機械の導入、土地基盤の整備等産地の合理化、近代化に関する事項
- (5) 生産性、所得の向上に関する事項
- (6) その他生産出荷の合理化、近代化に関する事項

別記様式第2-1号

月（旬）別の契約取引、非契約取引別出荷計画

共同出荷組織名 (相当規模生産者名)

業務区分

対象特定野菜等の区分

対象出荷期間

(単位：kg)

[illegible][illegible]

別記様式第 2 － 2 号

契約取引に関与する生産者一覧（農協一覧）

共同出荷組織名（相当規模生産者名）

業務区分

対象特定野菜等の区分

対象出荷期間

生産者コード (農協コード)	生産者名 (農協名)	ほ場所在地 (農協所在地)	作付面積 (ha)	野菜指定産地名	備考

※（ ）は共同出荷組織の場合。

契約特定野菜等安定供給事業に係る調査等への協力について

私は、契約特定野菜等安定供給事業への申込みに当たり、〇〇県野菜価格安定法人から、契約特定野菜等安定供給事業の対象である実需者等〇〇〇との間の契約の内容及び実績並びに交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、資料その他の情報の提供を求められた場合には、実需者等〇〇〇の協力を得て、これに協力することを約します。

年 月 日

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

殿

(注：共同出荷組織名、代表者氏名又は相当規模生産者名、代表者氏名。
ただし、相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

契約特定野菜等安定供給事業の対象となっているあなたとの〇年〇月〇日付け契約に関し、〇〇県野菜価格安定法人による調査への協力の依頼があった場合には、必要な協力をいたします。

年 月 日

住 所
実需者等名
責 任 者 氏 名

※ なお、この書式については、要領第3の2の(6)のアの規定による
契約書に上記と同様の内容を約する条項を定めた場合は添付不要とする。

契約特定野菜等安定供給事業
価格差補給交付金等交付申請書

No.	
対象特定野菜等	
対象出荷期間	

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

年 月 日

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

1 価格差補給交付金等交付申請金額 円

2 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 年 月 日～ 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付金等単価の算定

(単位：円)

		保証基準額 (A)	最低基準額 (B)	平均取引価額 (C)	(B)又は(C)の いずれか高い額 (D)	差 額 (E)= (A)-(D)	交付金等単価 (F)= (E)×0.9
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						

注1) 保証基準額及び最低基準額は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記5の別表に定めるところによる。

2) 平均取引価額は、独立行政法人農畜産業振興機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

(2) 交付申請金額の算定

交付予約数量 (kg)

		出荷実績数量 (kg) (A)	旬別交付対象 出荷数量 (kg) (B)	交付対象数量 (kg) (C)	交付金等単価 (円) (D)	交付申請金額 (円) (E)= (C)×(D)
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
合 計					—	

注1) 交付予約数量は、交付金等交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷実績は、旬別に集計した数量とする。

3) 推進通知別記5の8に規定する「価格差補給交付金等の交付の対象としない数量」がない場合は、(B)に(A)の値をそのまま転記する。

4) (B)の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(B)の値をそのまま(C)に転記する。上回る場合は、「(B)×交付予約数量/(B)の合計」で得た数量を(C)に記載する。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）

（注1） 書式1については、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。

（注2） 共同出荷組織等は、実需者等の出荷伝票（交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

(2) 実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料（「契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法」（書式2））

契約特定野菜等安定供給事業
出荷調整補給交付金等交付申請書

No.	
対象特定野菜等	
対象出荷期間	

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

年 月 日

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により、下記の出荷調整補給交付金等の交付を申請します。

記

1 出荷調整補給交付金等交付申請金額 円

2 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付対象数量の算定

交付予約数量 (kg) (単位 : kg)

		出荷計画数量			出荷等実績数量				出荷調整相当数量(H)	交付対象数量 (I)
		市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計 (C) (A) + (B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)	計 (G) (D) + (E) + (F)	「(G) × ((B) / (C)) - (E)」又は(F) いずれか少ない数量	
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
合計										

- 注 1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。
2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。
3) (I) の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(H) の値をそのまま (I) に転記する。上回る場合は、「(H) × 交付予約数量 / (H) の合計」で得た数量を (I) に記載する。

(2) 交付金等単価及び交付申請金額の算定 (単位 : 円、kg)

		契約価額 (A)	交付金等単価 (B) = (A) × 0.7	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D) = (B) × (C)
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
交 付 申 請 金 額 合 計					

- 注 1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、交付金等単価の欄に野菜価格安定対策事業の推進について（令和 5 年 4 月 25 日付け 4 農産第 4453 号－1 農林水産省農産局長通知）別記 5 の別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。
2) 交付対象数量は、(1) で求めた数量 (I) を転記する。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3）

(2) 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）

（注1） 書式1については、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。

（注2） 共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票（出荷調整対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

(3) 出荷調整実施報告書（書式4）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

- ① 出荷調整数量がわかる写真（土壌還元したものを現場で並べている等）
- ② ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

契約特定野菜等安定供給事業
数量確保費用交付金交付申請書

No.	
対象特定野菜等	
対象出荷期間	

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

年 月 日

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により、下記の数量確保費用交付金の交付を申請します。

記

- 1 数量確保費用交付金交付申請金額 円
(内訳) ①仕向先変更分 円
②購入充当分 円

(注) 「①仕向先変更分」とは、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知)別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領(以下「契約特定野菜等事業実施要領」という。)第4の9(7)ア・イに規定するものをいう。

「②購入充当分」とは、契約特定野菜等事業実施要領第4の9(7)ウに規定するものをいう。

2 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 年 月 日～ 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付申請金額算出基礎

①仕向先変更分の交付金単価

(単位：円)

		契約価額 (A)	平均取引 価額 (B)	購入限度価額 (C)		(B)又は(C)の いずれか低い額 (D)	契約価額との 差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.7
				①%	②			
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

注1) 平均取引価額は、独立行政法人農畜産業振興機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

2) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入、②には①で選択した割合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合は3.0を、「400」の場合は4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

②購入充当分の交付金単価

(単位：円)

		契約価額 (A)	購入価額 (B)	購入限度価額		(B)又は(C)の いずれか低い額 (D)	契約価額との 差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.9
				①%	②			
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を記入する。

2) 購入価額は、日別、規格別等で異なる場合は、購入数量と購入金額の旬別加重平均により算出するものとする（消費税は除く。）。この場合、1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入した額とする。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入、②には①で選択した割合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合は3.0を、「400」の場合は4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

(2) 交付申請金額の算定

交付予約数量 (kg)

		①仕向先変更分				②購入充当分			
		相当数量	交付対象数量	交付金単価	交付金額	購入量	交付対象数量	交付金単価	交付金額
		(kg) (ア)	(kg) (A)	(円) (B)	(円) (C)=(A)×(B)	(kg) (イ)	(kg) (D)	(円) (E)	(円) (F)=(D)×(E)
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
合計				—				—	
交 付 申 請 金 額 ((C)の合計+(D)の合計)									

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 交付金単価は(1)で算出した数値を転記する。

3) 仕向先変更分の「相当数量(イ)」は、別紙の「仕向先変更相当数量」を転記する。

4) (ア)の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(ア)の値をそのまま(A)に転記する。上回る場合は、「(ア)×交付予約数量/(ア)の合計」で得た数量を(A)に記載する。

5) (イ)の合計が「交付予約数量から(A)の合計を引いた値」を上回らない場合は、(イ)の値をそのまま(D)に転記する。上回る場合は、「(イ)×「交付予約数量から(A)の合計を引いた値」/(イ)の合計」で得た数量を(D)に記載する。

4 添付資料

(1) 仕向先変更分の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）

（注1）書式1については、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注2）共同出荷組織等は、市場へのお荷伝票（売買仕切書）、実需者等へのお荷伝票（対象旬のお荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 量の確保ができなかった理由書

（注）野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記5の14（1）アの場合にあつては別記様式第3-6号を添付するものとし、推進通知別記5の14（1）イの場合にあつては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

(2) 購入充当分の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）（再掲）

（注）

（市場等から購入した分）

共同出荷組織等は、市場等から購入した伝票、実需者等へのお荷伝票（対象旬のお荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

（市場等からの購入した分以外の分）

共同出荷組織等は、実需者等へのお荷伝票及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 量の確保ができなかった理由書

（注）推進通知別記5の14（1）アの場合にあつては別記様式第3-6号を添付するものとし、推進通知別記5の14（1）イの場合にあつては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

※別途提出する資料

①市場（契約以外）・契約別出荷計画を策定し、対象出荷期間1月前に〇〇県野菜価格安定法人に提出する。

※市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3）（再掲）で提出

②共同出荷組織等は、交付対象旬をインターネットで了知した場合、市場・契約別出荷実績をインターネット公表後1旬以内に〇〇県野菜価格安定法人に提出すること。

※販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）（再掲）で提出

別紙 仕向先変更相当数量算定表

(単位：kg)

		計画数量			実績数量			仕向先変更 相当数量 ⑤- (⑥×②/③)
		市場出荷 ①	契約出荷 ②	合計 ③=①+②	市場出荷 ④	契約出荷 ⑤	合計 ⑥=④+⑤	
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

契約特定野菜等安定供給事業
価格差補給交付金等及び出荷調整
補給交付金等交付申請書

No.

対象特定野菜等	
対象出荷期間	

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

年 月 日

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

1 価格差補給交付金等及び出荷調整補給交付金等交付申請金額

	円
(内訳) ①価格差補給交付金等分	円
②出荷調整補給交付金等分	円

2 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 価格差補給交付金等分

①交付金等単価の算定

(単位：円)

		保証基準額 (A)	最低基準額 (B)	平均取引価額 (C)	(B)又は(C)の いずれか高い額 (D)	差 額 (E)= (A)-(D)	交付金等単価 (F)=(E)×0.9
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						

注1) 保証基準額及び最低基準額は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記5の別表に定めるところによる。

2) 平均取引価額は、独立行政法人農畜産業振興機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

②交付申請金額の算定

交付予約数量 (kg)

		出荷実績数量 (kg) (A)	旬別交付対象 出荷数量 (kg) (B)	交付対象数量 (kg) (C)	交付金等単価 (円) (D)	交付申請金額 (円) (E)= (C)×(D)
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
合 計					—	

注1) 交付予約数量は、交付金等交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷実績は、旬別に集計した数量とする。

3) 推進通知別記5の8に規定する「価格差補給交付金等の交付の対象としない数量」がない場合は、(B)に(A)の値をそのまま転記する。

4) (B)の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(B)の値をそのまま(C)に転記する。上回る場合は、「(B)×交付予約数量/(B)の合計」で得た数量を(C)に記載する。

(2) 出荷調整補給金分

① 交付対象数量の算定

交付予約数量 (kg)

(単位: kg)

		出荷計画数量			出荷等実績数量				出荷調整相当数量(H)	交付対象数量 (I)
		市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計 (C) (A)+(B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)	計 (G) (D)+(E)+(F)	「(G)×((B)/(C))-(G)」又は (F)のいずれか少ない数量	
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。

3) (I)の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(H)の値をそのまま(I)に転記する。上回る場合は、「(H)×交付予約数量/(H)の合計」で得た数量を(I)に記載する。

② 交付金等単価及び交付申請金額の算定

(単位: 円、kg)

		契約価額 (A)	交付金等単価 (B)=(A)×0.7	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D)=(B)×(C)
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
交付申請金額合計					

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、交付金等単価の欄に野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知)別記5の別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。

2) 交付対象数量は、(1)で求めた数量(I)を転記する。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 価格差補給交付金等の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）

（注1） 書式1については、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注2） 共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票（交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料（「契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法」（書式2）

(2) 出荷調整補給交付金等の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式1）（再掲）

（注） 共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票（出荷調整対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 出荷調整実施報告書（書式4）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

- ① 出荷調整数量がわかる写真（土壌還元したものを現場で並べている等）
- ② ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

契約特定野菜等安定供給事業出荷調整補給交付金等
及び数量確保費用交付金交付申請書

No.	
対象特定野菜等	
対象出荷期間	

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

年 月 日

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 出荷調整補給交付金等及び数量確保費用交付金交付申請金額 | 円 |
| | (内訳) | |
| | ①出荷調整分 | 円 |
| | ②仕向先変更分 | 円 |
| | ③購入充当分 | 円 |

(注) 「①出荷調整分」とは、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3943 号 農林水産事務次官依命通知）別記 5 の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定野菜等事業実施要領」という。）第 4 の 8（4）に規定するものをいう。
「②仕向先変更分」とは、契約特定野菜等事業実施要領第 4 の 9（7）ア・イに規定するものをいう。
「③購入充当分」とは、契約特定野菜等事業実施要領第 4 の 9（7）ウに規定するものをいう。

- 2 業務区分
- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 出荷調整分

①交付対象数量の算定

交付予約数量		(kg)							(単位：kg)	
		出荷計画数量			出荷等実績数量				出荷調整相当数量(H) 「(G)×((B)/(C))-(E)」又は (F)いずれか少ない数量	交付対象数量 (I)
		市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計 (C) (A)+(B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)	計 (G) (D)+(E)+(F)		
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
合 計										

- 注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。
2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。
3) (I)の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(H)の値をそのまま(I)に転記する。上回る場合は、「(H)×交付
予約数量/(H)の合計」で得た数量を(I)に記載する。

②交付金等単価及び交付申請金額の算定 (単位：円、kg)

		契約価額 (A)	交付金等単価 (B)=(A)×0.7	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D)=(B)×(C)
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
交 付 申 請 金 額 合 計□					

- 注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、
交付金等単価の欄に野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知）
別記5の別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。
2) 交付対象数量は、(1)で求めた数量(I)を転記する。

(2) 数量確保分

①交付申請金額算出基礎

ア 仕向先変更分の交付金単価

(単位：円)

		契約価額 (A)	平均取引価額 (B)	購入限度価額 (C)		(B)又は(C)の いずれか低い額 (D)	契約価額との 差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.7
				①%	②			
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							

注1) 平均取引価額は、独立行政法人農畜産業振興機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

2) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入、②には①で選択した割合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合には3.0を、「400」の場合には4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

イ 購入充当分の交付金単価

(単位：円)

		契約価額 (A)	購入価額 (B)	購入限度価額 (C)		(B)又は(C)の いずれか低い額 (D)	契約価額との 差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.9
				①%	②			
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							
月	月上旬							
	月中旬							
	月下旬							

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を記入する。

2) 購入価額は、日別、規格別等で異なる場合は、購入数量と購入金額の旬別加重平均により算出するものとする（消費税は除く）。この場合、1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入した額とする。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入、②には①で選択した割合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合には3.0を、「400」の場合には4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

②交付申請金額の算定

交付予約数量 (kg)

		①仕向先変更分				②購入充当分			
		相当数量	交付対象数量	交付金単価	交付金額	購入量	交付対象数量	交付金単価	交付金額
		(kg)	(kg)	(円)	(円)	(kg)	(kg)	(円)	(円)
		(ア)	(A)	(B)	(C)=(A)×(B)	(イ)	(D)	(E)	(F)=(C)×(E)
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
合計				—			—		
交 付 申 請 金 額 ((C)の合計+(D)の合計)□									

注 1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。
2) 交付金単価は (1) で算出した数値を転記する。
3) 仕向先変更分の「相当数量 (イ)」は、別紙の「仕向先変更相当数量」を転記する。
4) (ア) の合計が交付予約数量を上回らない場合は、(ア) の値をそのまま (A) に転記する。上回る場合は、「(ア) × 交付予約数量 / (ア) の合計」で得た数量を (A) に記載する。
5) (イ) の合計が「交付予約数量から (A) の合計を引いた値」を上回らない場合は、(イ) の値をそのまま (D) に転記する。上回る場合は、「(イ) × 「交付予約数量から (A) の合計を引いた値」 / (イ) の合計」で得た数量を (D) に記載する。

4 委託生産者数（出荷調整に係る分のみ記入）

5 添付資料

（１）出荷調整補給交付金等の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式３）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式１）

（注１）書式１については、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注２）共同出荷組織等は、実需者等へのお荷伝票（出荷調整対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 出荷調整実施報告書（書式４）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

① 出荷調整数量がわかる写真（土壌還元したものを現場で並べている等）

② ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

（２）仕向先変更分の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式３）（再掲）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式１）（再掲）

（注）共同出荷組織等は、市場へのお荷伝票（売買仕切書）、実需者等へのお荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 量の確保ができなかった理由書

（注）野菜価格安定対策事業の推進について（令和５年４月２５日付け４農産第４４５３号－１農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記５の１４（１）アの場合にあっては別記様式第３－６号を添付するものとし、推進通知別記５の１４（１）イの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

（３）購入充当分の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式１）（再掲）

（注）

（市場等から購入した分）

共同出荷組織等は、市場等から購入した伝票、実需者等へのお荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

（市場等から購入した分以外の分）

共同出荷組織等は、実需者等へのお荷伝票及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 量の確保ができなかった理由書

（注）推進通知別記５の１４（１）アの場合にあっては別記様式第３－６号を添付するものとし、推進通知別記５の１４（１）イの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

※別途提出する資料

①市場（契約以外）・契約別出荷計画を策定し、対象出荷期間１月前に〇〇県野菜価格安定法人に提出する。

※市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式３）（再掲）で提出

②共同出荷組織等は、交付対象旬をインターネットで了知した場合、市場・契約別出荷実績をインターネット公表後１旬以内に〇〇県野菜価格安定法人に提出すること。

※販売実績集計表及び旬別集計表（書式１）（再掲）で提出

別紙 仕向先変更相当数量算定表

(単位：kg)

		計画数量			実績数量			仕向先変更 相当数量 ⑤-(⑥×②/③)
		市場出荷 ①	契約出荷 ②	合計 ③=①+②	市場出荷 ④	契約出荷 ⑤	合計 ⑥=④+⑤	
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

(番 号)
年 月 日

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

申 請 者
住 所
共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

数量確保費用交付金交付申請に係る特例申出書

貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定に基づき、契約特定野菜等安定供給事業数量確保費用交付金の交付申請に当たり、下記のとおり激甚災害又は病虫害の被害を受けたので関係書類を添えて提出します。

記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 対象産地名

3 当該産地が受けた災害等の名称並びに発生年月日及び期間

4 都道府県による、上記災害等によりその影響を被ると認められた期間(旬)及びその認定年月日

(1) 影響期間 年 月 日 (旬) ～ 年 月 日 (旬)

(2) 認定年月日 年 月 日

5 添付資料

(1) 災害等を受けたことの都道府県等の認定書の写し

(2) 当該対象地域の卸売市場における当該特定野菜等の4の期間及び前後各1旬の旬別入荷量及び価格の動向

(備考)

(1) 本申出書は、数量確保費用交付金交付申請書とともに提出すること。

(2) 病虫害の場合は、都道府県の病虫害防除所の証明書等を併せて提出すること。

書式1 販売実績集計表及び旬別集計表

1 販売実績集計表

対象特定野菜等 :
 団体名(生産者名) : ※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。
 対象出荷期間 :

実需者等名	月日	出荷量 (kg)	単価 (円/kg)	販売価額 (円)

注) 実需者等別、日別の販売実績を記入。単価は販売価額を出荷量で割った額を記入(1銭未満は四捨五入)。

2 旬別集計表

対象特定野菜等 :
 対象出荷期間 :

月旬	実需者等名	出荷量 (A) (kg)	交付対象外数量 (B) (円/kg)	旬別交付対象 出荷数量 (C)=(A)-(B) (円)
旬計	—			

注1) 1の作成後、旬ごと(価格差補給交付金等に係るさといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月ごと)に、実需者等の旬計を転記した上、集計する。

注2) (B)及び(C)は、価格差補給交付金等に係る交付申請書に添付する場合のみ記入し、(B)は、野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知)別記5の8に規定する「価格差補給交付金等の交付の対象としない数量」を記入する。

書式2 契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法

対象特定野菜等 ：
団体名（生産者名） ： ※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。

1 契約価格と契約価格の指標市場価格の推移 (単位：円)

	実需者等名		実需者等名		実需者等名	
	指標市場名		指標市場名		指標市場名	
月日	契約価格	市場価格	契約価格	市場価格	契約価格	市場価格

注) 実需者等数に応じて同一の書式にて記入。

2 契約価額の算定方法

※指標となる卸売市場価格を用いるか、又はその価格に係数を乗ずるか、一定額を加減するといった契約価額の設定方法を記入。

書式3 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）

対象特定野菜等：

団体名（生産者名）： ※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。

対象出荷期間：

（単位：kg）

月日	市場出荷数量		契約取引数量		合 計	
	予定	実績	予定	実績	予定	実績
上旬計						
中旬計						
下旬計						
月計						

注）複数月にわたる場合は、同様の書式にて対象出荷期間分を記入。

(番 号)
年 月 日

出荷調整実施報告書

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

共同出荷組織名(相当規模生産者名)

代表者 氏 名

(注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。)

このことについて、下記により出荷調整を実施したので報告します。

記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 出荷調整態様

3 旬別実施状況

	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
面積 (ha)									
数量 (kg)									
	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
面積 (ha)									
数量 (kg)									

注) 申出書と実施報告が異なる場合は、その理由を明らかにすること。

(番 号)
年 月 日

出荷調整の実施申出について

〇〇県野菜価格安定法人
代表者 氏 名 殿

共同出荷組織名(相当規模生産者名)
代 表 者 氏 名

注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産者名」とする。）

このことについて、出荷調整を実施いたしたく、貴〇〇県野菜価格安定法人の業務方法書第〇条の規定により申し出ます。

記

- 1 業 務 区 分
- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 出荷調整の態様
- 3 実 施 時 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 実施予定数量 キログラム
- 5 ほ 場 番 号

契約特定野菜等安定供給事業実施状況報告書

地方農政局長 殿
(知事経由)

年 月 日

住所
法人名
代表者 氏 名

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記 5 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第 9 の 1 の規定により〇月末現在の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 価格差補給交付金等交付事業

(1) 価格差補給交付金等の交付に関する契約及び出荷実績

共同出荷組織等	対象特定野菜等	対象出荷期間	旬別契約取引実績数量						備考 (対象産地名を記入すること)	
			〇月				〇月			
			上旬	中旬	下旬		上旬	中旬		下旬
			t	t	t		t	t	t	
			()	()	()		()	()	()	

(注) 1. 対象出荷期間の全部又は一部が報告対象期間に含まれる対象特定野菜等について記載すること。
2. 旬別契約取引実績数量欄の()には、交付予約数量を記載すること。

(2) 価格差補給交付金等の交付に関する事項

共同出荷組織等	対象出荷期間	価格差補給交付金等の金額		機構からの補助金 受領年月日	共同出荷組織への 価格差補給交付金 交付年月日	生産者への 価格差補給交付金 交付終了年月日	備考
		交付金額	左のうち 機構からの補助金				
		円	円				

(注) 報告対象期間内に価格差補給交付金等が交付された対象特定野菜等について記載すること。

2 出荷調整補給交付金等交付事業

(1) 出荷調整補給交付金等の交付に関する契約及び出荷実績

共同出荷組織等	対象特定野菜等	対象出荷期間	旬別契約取引実績数量						備考 (対象産地名を記入すること)	
			○月			○月				
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
			t	t	t	t	t	t		
			()	()	()	()	()	()		

(注) 1. 対象出荷期間の全部又は一部が報告対象期間に含まれる対象特定野菜等について記載すること。

2. 旬別契約取引実績数量欄の()には、交付予約数量を記載すること。

(2) 価格差補給交付金等の交付に関する事項

共同出荷組織等	対象出荷期間	出荷調整補給交付金等の金額		機構からの補助金 受領年月日	共同出荷組織への 出荷調整補給交付金 交付年月日	生産者への 出荷調整補給交付金 交付終了年月日	備考
		交付金額	左のうち 機構からの補助金				
		円	円				

(注) 報告対象期間内に出荷調整補給交付金等が交付された対象特定野菜等について記載すること。

3 数量確保費用交付金交付事業

(1) 数量確保費用交付金の交付に関する契約及び出荷実績

共同出荷組織等	対象特定野菜等	対象出荷期間	旬別契約取引実績数量						備考 (対象産地名を記入すること)	
			○月			○月				
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
			t	t	t	t	t	t		
			()	()	()	()	()	()		

(注) 1. 対象出荷期間の全部又は一部が報告対象期間に含まれる対象特定野菜等について記載すること。

2. 旬別契約取引実績数量欄の()には、交付予約数量を記載すること。

(2) 数量確保費用交付金の交付に関する事項

共同出荷組織等	対象出荷期間	数量確保費用交付金の金額		機構からの補助金 受領年月日	数量確保費用交付金 交付年月日	備考
		交付金額	左のうち 機構からの補助金			
		円	円			

(注) 報告対象期間内に数量確保費用交付金が交付された対象特定野菜等について記載すること。

別表 1 (契約特定野菜事業関係)

(単位: 円/kg)

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
アスパラガス (グリーンアスパラガスに限る。)	4月1日から4月30日まで	1,291.00	789.00	451.80	1,004.19	1,864.92
同 上	5月1日から6月30日まで	1,053.00	643.42	368.62	818.90	1,520.81
同 上	7月1日から9月30日まで	814.00	497.33	285.00	632.97	1,175.51
同 上	1月1日から2月末日まで	1,450.00	886.21	507.41	1,127.90	2,094.68
同 上	3月1日から3月31日まで	1,181.50	722.07	413.49	919.00	1,706.72
い ち ご	4月1日から5月31日まで	780.50	477.03	273.12	607.12	1,127.52
同 上	1月1日から2月末日まで	1,185.50	724.55	414.86	922.15	1,712.57
同 上	3月1日から3月31日まで	1,018.50	622.58	356.33	792.38	1,471.56
えだまめ	6月1日から10月31日まで	603.00	368.54	211.01	469.05	871.09
か ぶ	4月1日から6月30日まで	111.50	68.17	39.00	86.77	161.14
同 上	10月1日から12月31日まで	106.50	65.19	37.18	82.96	154.08
同 上	1月1日から3月31日まで	123.50	75.56	43.15	96.17	178.59
か ぼ ち ゃ	4月1日から4月30日まで	334.50	204.51	116.99	260.29	483.39
同 上	5月1日から5月31日まで	284.50	173.85	99.59	221.26	410.92
同 上	6月1日から7月31日まで	180.00	110.14	62.87	140.18	260.34
同 上	8月1日から10月31日まで	130.50	79.92	45.52	101.72	188.90
同 上	11月1日から12月31日まで	156.50	95.82	54.61	121.95	226.49
カリフラワー	10月1日から12月31日まで	174.50	106.64	61.07	135.72	252.06
同 上	1月1日から3月31日まで	180.00	110.11	62.90	140.14	260.26
か ん し ょ	7月1日から9月30日まで	205.50	125.64	71.87	159.90	296.96
同 上	10月1日から12月31日まで	182.50	111.68	63.74	142.14	263.98
同 上	1月1日から4月30日まで	192.50	117.73	67.29	149.84	278.27
グリーピース	4月1日から4月30日まで	755.00	461.31	264.32	587.13	1,090.38
同 上	5月1日から5月31日まで	668.50	408.45	234.05	519.85	965.43
同 上	6月1日から6月30日まで	616.50	376.83	215.70	479.61	890.70
ご ぼ う	4月1日から6月30日まで	248.00	151.57	86.79	192.91	358.27
同 上	7月1日から9月30日まで	211.50	129.13	74.13	164.35	305.21
同 上	10月1日から12月31日まで	160.50	98.22	56.05	125.01	232.17
同 上	1月1日から3月31日まで	212.00	129.45	74.30	164.75	305.97
こ ま つ な	4月1日から6月30日まで	220.00	134.50	76.95	171.19	317.92
同 上	7月1日から9月30日まで	285.00	174.33	99.60	221.88	412.06
同 上	10月1日から12月31日まで	280.00	171.17	97.95	217.85	404.59
同 上	1月1日から3月31日まで	282.00	172.39	98.65	219.40	407.46
さやいんげん	5月1日から5月31日まで	675.00	412.44	236.30	524.92	974.86
同 上	6月1日から10月31日まで	702.00	428.92	245.77	545.90	1,013.81
同 上	11月1日から11月30日まで	723.50	442.22	253.15	562.82	1,045.24
同 上	12月1日から12月31日まで	791.00	483.44	276.80	615.29	1,142.69
同 上	1月1日から4月30日まで	849.00	519.01	296.99	660.56	1,226.75
さやえんどう	5月1日から6月30日まで	804.50	491.62	281.59	625.70	1,162.01
同 上	11月1日から12月31日まで	1,054.50	644.46	369.04	820.22	1,523.26
同 上	1月1日から4月30日まで	857.00	523.67	300.00	666.49	1,237.77
しゅんぎく	4月1日から6月30日まで	439.00	268.26	153.67	341.42	634.06
同 上	10月1日から12月31日まで	522.50	319.33	182.85	406.42	754.78
同 上	1月1日から3月31日まで	470.50	287.69	164.53	366.15	679.99
しょうが (根しょうがに限る。)	5月1日から7月31日まで	589.50	360.29	206.29	458.56	851.60
同 上	8月1日から10月31日まで	520.50	318.18	182.09	404.96	752.06
同 上	11月1日から12月31日まで	539.50	329.66	188.86	419.57	779.19
同 上	1月1日から4月30日まで	612.50	374.20	214.47	476.26	884.48
す い か	5月1日から5月31日まで	225.50	137.80	78.93	175.39	325.72
同 上	6月1日から6月30日まで	171.50	104.96	59.89	133.59	248.09

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
同 上	7月1日から8月31日まで	141.50	86.64	49.37	110.26	204.78
ス イ ー ト コ ー ン	5月1日から5月31日まで	293.50	179.48	102.62	228.42	424.22
同 上	6月1日から7月31日まで	199.50	122.05	69.71	155.33	288.47
同 上	8月1日から9月30日まで	182.50	111.53	63.87	141.95	263.63
セ ル リ ー	4月1日から5月31日まで	252.50	154.38	88.31	196.48	364.90
同 上	6月1日から7月31日まで	230.50	141.02	80.53	179.48	333.32
同 上	8月1日から10月31日まで	227.00	138.64	79.52	176.45	327.69
同 上	11月1日から12月31日まで	184.00	112.50	64.35	143.18	265.90
同 上	1月1日から3月31日まで	210.50	128.54	73.76	163.59	303.81
そ ら ま め	4月1日から4月30日まで	412.50	251.98	144.47	320.70	595.58
同 上	5月1日から7月31日まで	338.00	206.44	118.40	262.75	487.96
ち ん げ ん さ い	5月1日から6月30日まで	209.00	127.74	73.13	162.58	301.94
同 上	7月1日から9月30日まで	282.00	172.41	98.63	219.44	407.52
同 上	10月1日から11月30日まで	253.00	154.76	88.42	196.97	365.81
同 上	12月1日から12月31日まで	264.00	161.27	92.46	205.25	381.17
同 上	1月1日から2月末日まで	282.50	172.58	98.93	219.65	407.93
同 上	3月1日から4月30日まで	235.50	143.81	82.52	183.03	339.91
生 し い た け	5月1日から6月30日まで	805.50	492.22	281.95	626.47	1,163.44
同 上	7月1日から10月31日まで	890.00	543.90	311.49	692.24	1,285.58
同 上	11月1日から12月31日まで	1,069.00	653.34	374.09	831.52	1,544.26
同 上	1月1日から4月30日まで	971.00	593.29	339.94	755.10	1,402.32
に ら	5月1日から6月30日まで	303.00	185.29	105.94	235.82	437.96
同 上	7月1日から10月31日まで	508.00	310.50	177.75	395.19	733.92
同 上	11月1日から12月31日まで	659.00	402.84	230.54	512.70	952.16
同 上	1月1日から2月末日まで	698.50	427.03	244.32	543.49	1,009.35
同 上	3月1日から4月30日まで	415.50	254.09	145.27	323.39	600.59
に ん に く	5月1日から6月30日まで	903.00	552.01	315.89	702.56	1,304.75
同 上	7月1日から9月30日まで	923.50	564.36	323.23	718.28	1,333.94
同 上	10月1日から12月31日まで	1,210.50	739.80	423.63	941.56	1,748.62
同 上	1月1日から2月末日まで	1,198.00	732.12	419.29	931.78	1,730.46
同 上	3月1日から4月30日まで	1,021.00	624.10	357.21	794.30	1,475.14
ふ き	4月1日から4月30日まで	289.50	176.87	101.37	225.11	418.05
同 上	5月1日から5月31日まで	219.50	134.27	76.71	170.88	317.36
同 上	10月1日から10月31日まで	278.50	170.28	97.40	216.72	402.48
同 上	11月1日から12月31日まで	235.00	143.75	82.13	182.96	339.78
同 上	1月1日から1月31日まで	254.50	155.42	89.17	197.81	367.35
同 上	2月1日から3月31日まで	308.50	188.51	107.99	239.92	445.56
み ず な	4月1日から6月30日まで	239.00	146.04	83.66	185.87	345.19
同 上	7月1日から9月30日まで	357.50	218.63	124.98	278.26	516.76
同 上	10月1日から12月31日まで	345.50	211.06	121.00	268.62	498.86
同 上	1月1日から3月31日まで	307.50	187.97	107.58	239.23	444.29
みつば(青みつば、養液栽培によるものに限る。)	4月1日から6月30日まで	315.00	192.60	110.16	245.13	455.25
同 上	7月1日から8月31日まで	460.50	281.49	161.11	358.26	665.34
同 上	9月1日から12月31日まで	665.00	406.29	232.84	517.09	960.31
同 上	1月1日から3月31日まで	536.50	327.90	187.74	417.33	775.03
みつば(切みつば)	12月1日から12月31日まで	4,345.50	2,655.57	1,520.94	3,379.82	6,276.80
同 上	1月1日から3月31日まで	2,164.50	1,322.64	757.67	1,683.36	3,126.24
みつば(根みつば)	4月1日から4月30日まで	501.00	306.14	175.37	389.63	723.61
同 上	5月1日から5月31日まで	441.50	269.95	154.40	343.57	638.07
同 上	2月1日から3月31日まで	647.00	395.38	226.46	503.22	934.54
メロン(温室メロンを除く。)	4月1日から4月30日まで	490.00	299.52	171.43	381.21	707.97
同 上	5月1日から5月31日まで	382.00	233.55	133.61	297.25	552.03

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
同 上	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	310. 50	189. 68	108. 74	241. 41	448. 33
やまのいも (ながいもに限る。)	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	260. 00	159. 05	90. 86	202. 43	375. 95
同 上	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	297. 00	181. 53	103. 92	231. 04	429. 08
同 上	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	262. 00	160. 09	91. 72	203. 75	378. 39
同 上	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	260. 00	158. 79	91. 09	202. 10	375. 32
ながいも以外のやまのいも	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	480. 00	293. 35	167. 99	373. 36	693. 38
同 上	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	496. 00	303. 18	173. 54	385. 87	716. 61
同 上	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	454. 50	277. 66	159. 16	353. 39	656. 29
同 上	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	455. 00	278. 09	159. 22	353. 93	657. 29
れ ん こ ん	9 月 1 日から 12 月 31 日まで	374. 00	228. 58	130. 88	290. 92	540. 28
同 上	1 月 1 日から 4 月 30 日まで	417. 00	254. 93	145. 86	324. 45	602. 55
オクラ(高知県、鹿児島県及び 沖縄県の区域内で生産される ものに限る。)	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	717. 50	438. 44	251. 15	558. 02	1, 036. 32
ししとうがらし(高知県の区域 内で生産されるものに限る。)	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	1, 074. 50	656. 56	376. 15	835. 63	1, 551. 88
同 上	6 月 1 日から 6 月 30 日まで	927. 00	566. 44	324. 50	720. 92	1, 338. 86
同 上	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	1, 010. 50	617. 66	353. 56	786. 11	1, 459. 91
同 上	10 月 1 日から 10 月 31 日まで	1, 197. 50	731. 96	418. 99	931. 58	1, 730. 08
同 上	11 月 1 日から 12 月 31 日まで	1, 718. 50	1, 050. 16	601. 51	1, 336. 57	2, 482. 21
同 上	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	1, 370. 50	837. 70	479. 52	1, 066. 16	1, 980. 02
にがうり(群馬県、熊本県、宮 崎県、鹿児島県及び沖縄県の 区域内で生産されるものに限 る。)	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	327. 50	200. 04	114. 71	254. 59	472. 81
同 上	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	268. 50	164. 02	94. 03	208. 75	387. 67
みょうが(高知県の区域内で 生産されるものに限る。)	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	1, 324. 00	809. 07	463. 44	1, 029. 73	1, 912. 35
同 上	10 月 1 日から 11 月 30 日まで	1, 381. 50	844. 17	483. 60	1, 074. 40	1, 995. 32
らっきょう(調製。鳥取県、宮 崎県及び鹿児島県の区域内で 生産されるものに限る。)	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	533. 00	325. 61	186. 65	414. 41	769. 61
らっきょう(未調製。鳥取県、 宮崎県及び鹿児島県の区域内 で生産されるものに限る。)	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	362. 50	221. 50	126. 90	281. 91	523. 55
わけぎ(広島県の区域内で生産 されるものに限る。)	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	525. 50	321. 29	183. 79	408. 91	759. 41
同 上	1 月 1 日から 4 月 30 日まで	594. 50	363. 41	207. 98	462. 53	858. 98

別表２（契約指定野菜事業関係）

（単位：円／kg）

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
春キャベツ	４月１日から５月20日まで	77.00	47.19	26.83	60.06	111.54
同 上	５月21日から６月30日まで	68.50	41.81	24.02	53.21	98.81
夏秋キャベツ	７月１日から10月31日まで	75.00	45.75	26.33	58.23	108.13
冬キャベツ	11月１日から12月31日まで	66.50	40.80	23.13	51.93	96.43
同 上	１月１日から３月31日まで	77.00	47.15	26.87	60.00	111.44
冬春きゅうり	５月１日から６月30日まで	199.50	121.95	69.80	155.21	288.25
夏秋きゅうり	７月１日から９月30日まで	212.00	129.73	74.04	165.11	306.63
同 上	10月１日から11月30日まで	258.00	157.67	90.30	200.68	372.68
冬春きゅうり	11月21日から12月31日まで	390.50	238.55	136.76	303.60	563.84
同 上	１月１日から ２月28日又は２月29日まで	317.50	194.08	111.08	247.01	458.73
同 上	３月１日から４月30日まで	251.00	153.48	87.77	195.34	362.78
秋冬さといも	６月１日から７月31日まで	315.00	192.63	110.13	245.16	455.30
同 上	８月１日から９月30日まで	247.00	150.98	86.42	192.16	356.86
同 上	10月１日から12月31日まで	224.50	137.27	78.51	174.71	324.47
同 上	１月１日から３月31日まで	219.00	133.79	76.69	170.28	316.24
春だいこん	４月１日から６月30日まで	73.00	44.73	25.44	56.93	105.73
夏だいこん	７月１日から９月30日まで	85.50	52.24	29.93	66.49	123.47
秋冬だいこん	10月１日から12月31日まで	63.00	38.48	22.07	48.97	90.95
同 上	１月１日から３月31日まで	70.00	42.92	24.37	54.62	101.44
たまねぎ 即売もの（４月１日前の期間 において貯蔵されなかったもの）	４月１日から４月30日まで	94.00	57.54	32.81	73.23	135.99
たまねぎ 即売もの（５月１日前の期間 において貯蔵されなかったもの）	５月１日から６月30日まで	81.00	49.63	28.23	63.16	117.30
たまねぎ	７月１日から10月31日まで	97.00	59.29	33.94	75.46	140.14
たまねぎ 即売もの（８月１日前の期間 において貯蔵されなかったもの）	８月１日から12月31日まで	75.00	45.74	26.33	58.22	108.12
同 上	１月１日から４月30日まで	80.00	48.79	28.09	62.09	115.31
たまねぎ 貯蔵もの（11月１日前の期間 において貯蔵されたもの）	11月１日から12月31日まで	128.00	78.34	44.69	99.70	185.16
同 上	１月１日から３月31日まで	142.00	86.84	49.64	110.52	205.26
冬春トマト （ミニトマトを除く）	５月１日から６月30日まで	247.00	151.02	86.38	192.21	356.97
冬春トマト （ミニトマト）	同 上	430.00	262.71	150.56	334.36	620.96
夏秋トマト （ミニトマトを除く）	７月１日から９月30日まで	269.50	164.80	94.23	209.74	389.52
夏秋トマト （ミニトマト）	同 上	518.00	316.50	181.35	402.82	748.10
夏秋トマト （ミニトマトを除く）	10月１日から11月30日まで	302.50	184.88	105.86	235.31	437.00
夏秋トマト （ミニトマト）	同 上	607.00	370.94	212.45	472.11	876.77
冬春トマト （ミニトマトを除く）	12月１日から12月31日まで	337.50	206.13	118.23	262.35	487.21
冬春トマト （ミニトマト）	同 上	519.00	317.26	181.57	403.78	749.88

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
冬 春 トマト (ミニトマトを除く)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	304.50	186.07	106.59	236.82	439.80
冬 春 トマト (ミニトマト)	同 上	549.50	335.78	192.35	427.36	793.66
冬 春 トマト (ミニトマトを除く)	3月1日から4月30日まで	305.50	186.71	106.91	237.64	441.32
冬 春 トマト (ミニトマト)	同 上	526.50	321.89	184.15	409.68	760.84
冬 春 な す	5月1日から6月30日まで	286.00	174.79	100.09	222.46	413.14
夏 秋 な す	7月1日から9月30日まで	257.50	157.26	90.22	200.14	371.70
同 上	10月1日から11月30日まで	269.50	164.63	94.38	209.53	389.13
冬 春 な す	12月1日から12月31日まで	384.50	234.95	134.60	299.03	555.33
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	362.50	221.71	126.71	282.18	524.04
同 上	3月1日から4月30日まで	331.00	202.21	115.91	257.36	477.95
春 夏 に ん じ ん	4月1日から5月31日まで	124.50	76.11	43.55	96.87	179.91
同 上	6月1日から7月31日まで	113.00	69.19	39.43	88.06	163.54
秋 に ん じ ん	8月1日から10月31日まで	112.50	68.87	39.27	87.65	162.77
冬 に ん じ ん	11月1日から12月31日まで	97.00	59.38	33.86	75.57	140.35
冬 に ん じ ん (金 時)	同 上	211.50	129.39	73.90	164.68	305.84
冬 に ん じ ん	1月1日から3月31日まで	101.00	61.61	35.45	78.41	145.63
冬 に ん じ ん (金 時)	同 上	158.00	96.72	55.15	123.10	228.61
春 ね ぎ	4月1日から6月30日まで	309.00	188.93	108.06	240.45	446.55
春 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	338.00	206.60	118.26	262.94	488.32
春 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	565.50	345.74	197.78	440.03	817.21
夏 ね ぎ	7月1日から9月30日まで	298.00	182.09	104.32	231.75	430.39
夏 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	482.50	294.81	168.92	375.21	696.83
夏 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	846.50	517.20	296.37	658.25	1222.47
秋 冬 ね ぎ	10月1日から12月31日まで	171.00	104.49	59.86	132.99	246.97
秋 冬 ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	263.50	161.19	92.08	205.15	380.99
秋 冬 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	510.50	312.13	178.53	397.25	737.75
秋 冬 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	752.00	459.66	263.11	585.02	1086.46
秋 冬 ね ぎ	1月1日から3月31日まで	146.00	89.38	50.96	113.75	211.25
秋 冬 ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	257.00	157.16	89.86	200.02	371.46
秋 冬 ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	440.00	268.92	153.97	342.26	635.62
秋 冬 ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	678.00	414.33	237.30	527.32	979.32
春 は く さ い	4月1日から6月30日まで	61.00	37.29	21.34	47.46	88.14
夏 は く さ い	7月1日から8月10日まで	66.00	40.27	23.16	51.25	95.19
同 上	8月11日から9月30日まで	81.00	49.58	28.28	63.10	117.18
秋 冬 は く さ い	10月1日から10月31日まで	60.50	36.90	21.24	46.96	87.22
同 上	11月1日から12月31日まで	46.00	28.06	16.15	35.71	66.33
同 上	1月1日から3月31日まで	57.00	34.86	19.93	44.37	82.41

業 務 区 分		価 格 差			出荷調整	数量確保
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価	資金造成単価及び 発動基準価額	指標価額
ば れ い し ょ 即売もの(4月1日前の期間 において貯蔵されなかったもの)	4月1日から6月30日まで	138.50	84.72	48.40	107.82	200.24
ば れ い し ょ	7月1日から9月30日まで	115.00	70.33	40.20	89.52	166.24
同 上	10月1日から12月31日まで	89.50	54.85	31.19	69.80	129.64
同 上	1月1日から3月31日まで	99.00	60.54	34.61	77.06	143.10
ば れ い し ょ 即売もの(1月1日前の期間 において貯蔵されなかったもの)	同 上	144.00	88.05	50.36	112.06	208.12
冬 春 ピ ー マ ン	4月1日から5月31日まで	364.00	222.57	127.29	283.27	526.07
夏 秋 ピ ー マ ン	6月1日から7月31日まで	311.00	189.98	108.92	241.79	449.05
同 上	8月1日から10月31日まで	303.00	185.05	106.16	235.52	437.39
冬 春 ピ ー マ ン	11月1日から12月31日まで	322.50	197.08	112.88	250.83	465.82
同 上	1月1日から3月31日まで	420.50	257.02	147.13	327.11	607.49
春 ブ ロ ッ コ リ ー	4月1日から5月31日まで	319.50	195.25	111.83	248.50	461.50
夏 秋 ブ ロ ッ コ リ ー	6月1日から7月31日まで	335.50	205.16	117.31	261.11	484.93
同 上	8月1日から9月30日まで	420.50	257.05	147.11	327.15	607.57
同 上	10月1日から10月31日まで	369.00	225.65	129.02	287.19	533.35
冬 ブ ロ ッ コ リ ー	11月1日から12月31日まで	278.50	170.30	97.38	216.74	402.52
同 上	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	305.00	186.55	106.61	237.43	440.93
同 上	3月1日から3月31日まで	249.00	152.12	87.19	193.61	359.55
ほ う れ ん そ う	4月1日から6月30日まで	386.50	236.16	135.31	300.57	558.19
同 上	7月1日から9月30日まで	612.00	374.03	214.17	476.04	884.07
同 上	10月1日から12月31日まで	469.50	287.05	164.21	365.34	678.48
同 上	1月1日から3月31日まで	375.50	229.63	131.28	292.25	542.75
春 レ タ ス (結 球)	4月1日から5月31日まで	134.50	82.35	46.94	104.81	194.65
春 レ タ ス (非 結 球)	同 上	218.50	133.44	76.55	169.83	315.39
夏 秋 レ タ ス (結 球)	6月1日から7月31日まで	106.50	64.98	37.37	82.70	153.58
夏 秋 レ タ ス (非 結 球)	同 上	198.00	121.07	69.24	154.09	286.17
夏 秋 レ タ ス (結 球)	8月1日から10月31日まで	141.50	86.45	49.55	110.03	204.35
夏 秋 レ タ ス (非 結 球)	同 上	257.50	157.43	90.06	200.37	372.11
冬 レ タ ス (結 球)	11月1日から11月30日まで	138.50	84.62	48.49	107.70	200.02
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	238.50	145.82	83.41	185.59	344.67
冬 レ タ ス (結 球)	12月1日から12月31日まで	175.00	106.95	61.25	136.12	252.79
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	255.00	156.01	89.09	198.56	368.76
冬 レ タ ス (結 球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	196.00	119.87	68.52	152.57	283.34
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	292.50	178.70	102.42	227.44	422.38
冬 レ タ ス (結 球)	3月1日から3月31日まで	147.50	90.29	51.49	114.91	213.41
冬 レ タ ス (非 結 球)	同 上	228.00	139.47	79.68	177.51	329.65